

平成30年度 第2回 奈良県環境審議会議事録

日 時 平成30年12月4日(火)
午前 10時～12時
場 所 奈良商工会議所 5階大ホール

【出席委員】(会長)久委員、(副会長)藤井委員

中野委員、増田委員、阪口委員、池田委員、和田委員、森委員(代理:中川氏)、黒川委員(代理:今須氏)、神山委員(代理:高須氏)、梶委員、田中委員、行廣委員

【議 事】

(仮称)あやの台北部用地整備事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について

【久会長】

それでは、議事に移らせていただきます。「(仮称)あやの台北部用地整備事業環境影響評価準備書について」です。本案件につきましては、平成30年7月4日付けで、知事より当審議会あてに諮問があり、環境影響評価審査部会にて審議を行ってきたところです。

それでは、環境影響評価審査部会の藤井部会長より、その報告についてご説明をお願いします。

【藤井委員】

「(仮称)あやの台北部用地整備事業環境影響評価準備書」について、平成30年7月4日付けで奈良県知事から諮問があったことを受け、環境影響評価審査部会では8月17日、8月21日、9月7日、10月24日に現地説明会も含め部会を開催し、各委員から専門的知見により意見をいただいて審議を行い、とりまとめましたので報告します。詳細については、事務局より説明していただきます。

【事務局】

(資料1～5に基づき説明)

【藤井委員】

以上をもちまして、「(仮称)あやの台北部用地整備事業環境影響評価準備書について」の説明を終わります。

【久会長】

ありがとうございました。ただ今説明のありました本案件につきましては、委員各位のご意見を伺ったうえ、本日、答申をとりまとめたいと思いますので、ご意見・ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

【黒川委員（代理出席：今須氏）】

今回、和歌山県の案件ということで準備書からの審議というご説明があったかと思いますが、方法書からされなかったというのは、和歌山県の条例第39条にある「当該地域における環境影響評価、事後調査その他の手続に関して、当該地域を管轄する府県の知事と協議するもの」となっていて、どこを見ても書いてないのですが、準備書からというのは何かあるのですか。

【事務局】

和歌山県条例第39条の協議に記載されている「関係地域」とは準備書にかかるものとされており、和歌山県と協議の上、準備書から審議させていただいています。

【久会長】

他にご意見・ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

(質問、意見等なし)

【久会長】

ご意見等がないようですので、本案件については、報告いただいた案のとおりとし、資料1－5の答申案の内容で当審議会から知事あてに答申することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

以上で、本日予定しておりました案件についての審議は、終了いたしましたので、進行を事務局に戻したいと思います。

【事務局】

以上をもちまして、本日の環境審議会を終了させていただきます。ありがとうございました